限定承認公告

本籍東京都足立区千住旭町四六番、最後の住所東京都足立区千住旭町四六番五―六〇二号
被相続人　亡　太田　英雄

右被相続人は平成二十五年二月十九日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月二十二日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月四日

東京都足立区千住三丁目九八番六〇四千住ミルディスⅡ番館　北千住パブリック法律事務所
相続財産管理人太田よし
右代理人弁護士　髙橋　俊彦
同　菊地　信吾

長門風力発電所建設事業の廃止に関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

電源開発株式会社
代表取締役　北村　雅良
東京都中央区銀座六丁目一五番一号

二、対象事業の名称、種類及び規模

長門風力発電所建設事業
風力
三八、〇〇〇kW

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、対象事業を実施しないこととしましたので、法第三十条第一項第一号に該当することとなりました。

平成二十五年十二月四日

東京都中央区銀座六丁目一五番一号
電源開発株式会社
代表取締役　北村　雅良

訂正公告

平成二十五年十一月二十六日掲載の解体興業株式会社に係る吸収分割公告中、「ゴルフ練習場事業に関する権利義務を承継させる」とあるは「ゴルフ練習場事業に関する権利義務を承継する」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年十二月四日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
七四	上	一一～一二	研開炉設置許可常設基準第二条第十四号に規定する	研開炉技術基準第十七条に定める
〃	〃	一二	（同条第四十号に属する機器等に規定する常設設備に限る。）	「研開炉技術基準第十七条に定める
〃	〃	一四	「研開炉技術基準第十七条に定める	若しくは第十八条に定める
〃	〃	一五～一六	研開炉技術基準第十七条第一項若しくは第七十七条において準用する第十七条第一項」	研開炉技術基準規則第五条若しくは第五十六条」
七五	〃	一七	「又は前号の重大事故対処設備」	「又は常設重大事故等対処設備に属する機器等」
七六	上	二四（終りから一三）	第二号ヌ(3)発電用原子力施設	第二号ヌ(2)発電用原子炉施設
〃	下	一八	書類を添えて申請に係る品質管理の方法及びその組織に関する説明書を添付	書類並びに当該その検査のため規定による届出
〃	下	二五	規定による届出	

七七ページ上段終りから二〇行目から一四行目までは次のとおりの誤り。

第三十九条の見出し中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第一項中「令第十九条第一項の」を「令第二十条の五の」に改め、同項第一号中「令第十九条第一項第四号」を「令第二十条の五第四号」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第二号中「令第十九条第一項第六号」を「令第二十条の五第六号」に改め、同項第三号中「令第十九条第一項第七号」を「令第二十条の五第七号」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第四号中「令第十九条第一項第八号」を「令第二十条の五第八号」に改め、同項に次の二号を加える。

五　令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項については、第三条第一項第六号に掲げる事項を記載すること。

七七	上	終りから一三	第十九条第一項	第二十条の五
〃	〃	一一	区分によって	区分に応じそれぞれ同号イからハに定める事項を
〃	〃	一〇	第三十九条第二項中	第三十九条第二項中「令第十九条第一項」を「令第二十条の五」に改め、

七七ページ下段三行目は次のとおりの誤り。

三　第七十八条第三号又は第七十九条第三号の規定による訓練のうち、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の保全のために法第四十三条の三の二十四第五項に規定する検査を行うことが必要であると認めるものを実施する場合

七七	下	七～八	第二十一号から第二十三号を第二十二号から第二十四号まで二十七号ずつ繰り下げ	第二十二号を第二十三号とし、同項第二十一号中「経年劣化」の上に「溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること」を加え、同号を同項第二十五号とし
〃	〃	終りから一八	第二十一号	第二十五号
〃	〃	一二	重大事故等発生時、大規模損壊発生時又は内部溢水発生時	火災発生時

七七ページ下段終りから九行目から六行目までは次のとおりの誤り。

第三十六条第三項中第二十四号を第二十七号とし、第二十一号から第二十三号までを三号ずつ繰り下げ、同項第二十号中「関すること」の下に「（溶接事業者検査の実施に関することを含む。）」を加え、同号を同項第二十三号とし、同項第十九号中「第四十三条の十四各号」を「第百二十九条各号」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第十八号中「第四十三条の十四各号」を「第百二十九条各号」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十七号の次に次の三号を加える。

十八　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

十九　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

二十　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

第三十六条第五項中「及び副本二通」を削り、同条を第八十七条とする。

七七	下	終りから二	同項第十三号	同項第十三号中
〃	〃	一一	（研開炉設置許可基準第二条	（研開炉設置許可基準規則第二条
七八	上	一	同項第十五号中	同項第十五号中
〃	〃	二	設備を	場合を

七八ページ上段二〇行目から二四行目までは次のとおりの誤り。

に、「同項第二十七号」を「同項第二十八号」に改め、同項第二号中「さく」を「柵」に改め、同条を第八十六条とする。

七九	上	二三～二四	重大事故に至る重大事故おそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）	

七九ページ下段二七行目から三一行目「、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号。以下「研開炉設置許可基準」という。）第二条第二項第十号に規定する重大事故等対処設備（同規則第三十九条第一項に規定する常設設備に限る。）を設置する同規則第二条第二項第十号に規定する重大事故等対処施設に属する機器及び構造物」は「並びに研開炉設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物（以下「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。）」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月四日付第二六三号九　六ページ●同日付政府調達第二二八号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）